

第54回奈良県障害者作品展 出品要領

奈良県障害者作品展への出品は本要領に基づくものとする。

1. 出品フローについて

(1) 市町村受付の場合

- ① 作品を出品しようとする者（以下「出品者」という。）は、出品申込書（第1号様式）により市町村（以下「受付団体」という）へ申し込むものとする。
【令和8年9月1日（火）締切・別紙フロー図 **A** 参照】
- ② 受付団体は、出品申込にあたり2.「出品者向け説明会」に出席することを原則とし、会場の注意事項及び展示作業の詳細について十分理解した上で、円滑な運営に努めるものとする。なお、やむを得ない事情により説明会へ参加できない場合は、事前に作品展事務局へ連絡し、その指示に従うものとする。【別紙フロー図 **B** 参照】
- ③ 受付団体は、受理した出品申込書（第1号様式）を基に出品報告書（第2号様式、第3号様式、第4号様式）を障害者作品展事務局へ提出するものとする。
【令和8年9月11日（金）締切・別紙フロー図 **C** 参照】
- ④ 出品者は、作品に適当な額装、枠張り、装飾、設備等を行い、住所、氏名、題目を明記のうえ、受付団体の指示に従い提出するものとする。受付団体は、作品の受理後、出品者へ作品預り証を交付するものとする。
※預り証の様式及び交付の有無は、受付団体の判断に委ねる。
【令和8年11月13日（金）締切・別紙フロー図 **D** 参照】

(2) 学校から出品の場合

- ① 特別支援学校・特別支援学級（以下「受付団体」という）に通学している場合は、当該学校から、出品報告書（第2～第4号様式）を障害者作品展事務局へ提出するものとする。
【令和8年9月11日（金）締切・別紙フロー図 **A'** 参照】
- ② 受付団体は、出品申込にあたり2.「出品者向け説明会」に出席することを原則とし、会場の注意事項及び展示作業の詳細について十分理解した上で、円滑な運営に努めるものとする。なお、やむを得ない事情により説明会へ参加できない場合は、事前に作品展事務局へ連絡し、その指示に従うものとする。【別紙フロー図 **B'** 参照】

(3) 施設から出品の場合

- ① 県内障害者・児の施設（以下「受付団体」という）に入所または通所している場合は、当該施設が出品報告書（第2～第4号様式）を障害者作品展事務局へ提出するものとする。
【令和8年9月11日（金）締切・別紙フロー図 **A'** 参照】

- ② 受付団体は、出品申込にあたり2.「出品者向け説明会」に出席することを原則とし、会場の注意事項及び展示作業の詳細について十分理解した上で、円滑な運営に努めるものとする。なお、やむを得ない事情により説明会へ参加できない場合は、事前に作品展事務局へ連絡し、その指示に従うものとする。【別紙フロー図 **B'** 参照】

※(1)①及び④の提出期限は、受付団体において変更可能である。

※出品報告書(第2号様式～第4号様式)は、令和8年9月11日(金)の締切後は受け付けない。

※出品報告後の各項目(種目、作品名、展示方法、サイズ等)については、原則として変更できない。やむを得ず変更が生じる場合は、10月30日(金)までに申し出るものとし、それ以降の変更は受け付けない。

2. 出品者向け説明会

日時:7月2日(木) 14:00～

場所:奈良県社会福祉総合センター 5F 研修室B(橿原市大久保町320-11)

内容:会場の注意事項、展示作業の詳細等

3. 受付確認等について

受付団体は、出品報告書(第2～第4号様式)の提出後、障害者作品展事務局による作品内容、キャプションカード、搬入・搬出に関する事項について確認を受けるものとする。

【別紙フロー図 **E'**、**C'** 参照】

4. 搬入について

受付団体は、障害者作品展事務局の指示に従い、作品を出展会場である生駒市芸術会館 美楽来へ搬入するものとする。【別紙フロー図 **F'**、**D'** 参照】

5. 搬出について

受付団体は、障害者作品展事務局の指示に従い、作品を出展会場である生駒市芸術会館 美楽来から搬出するものとする。【別紙フロー図 **G'**、**E'** 参照】

6. 作品の返却について

受付団体は、展示会場から搬出後、出品者へ作品を返却するものとする。

7. 出品作品について

(1) 作品サイズ

縦1.0m(書道は2.0mまで)、横1.5m、奥行き1.0m以内(額装、枠張り、装飾、設備等を含む。)とし、規定サイズを超える場合は、出品を受け付けない。

(2) 作品素材

虫害や臭害、防菌、防カビ、防塵対策のため、原則として「自然素材を使用していない作品」とする。乾燥素材でも、会期直前に採集した植物や木の実などを使用している場合は出品を受け付けない。

(3) 作品名

作品名について、第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害するおそれのある固有
名詞（既存のキャラクター名、商品名、作品名等）を使用しないものとする。

(4) 展示方法

① 壁掛けの場合

1作品につき使用できるワイヤーは1本とする。

展示中に落下する恐れのある作品は撤去する場合があるため、強度のある展示方法
で設置すること。展示期間中の落下については、障害者作品展事務局が補強等の一
時対応を行うが、対応が困難と判断した場合や落下が頻発する場合は、出品者
に連絡することなく展示を中止する。

② 床や机に置く場合

作品が自立できるようにすること。特に床に置く場合は台などを使わずそのまま置くこ
とになるので留意すること。

(5) 作品の取扱い及び安全管理

作品は十分注意して取り扱うが、不可抗力による落下、破損、紛失等については一切
責任を負わない。なお、展示期間中に作品等が落下した場合や、その他安全上の問題
が生じた場合は、主催者の判断により、出品者に連絡することなく当該作品を撤去す
ることがある。

8. 作品紹介の表示について

希望者は、作品紹介（製作過程の写真、記事、団体紹介等）を次の規格で作品に添
付できる。

- ① 写真、記事等は210mm×297mm（A4 サイズ）以内の台紙に収めること。
- ② レイアウト内容の制限はない。
- ③ 台紙は1作品又は1団体につき1枚とする。

9. 学校・施設のPRについて

出品団体（市町村を除く）は、事業所の紹介カード（A4 横1枚）を作成すること。

※会場に設置した事業所 PR コーナーに掲示予定。

10. その他

開催要項9(5)に基づき、開催要項と本出品要領に定める事項を遵守しない場合や作
品展の運営に著しい支障を生じさせた場合には、主催者の判断により、翌年度以降の作
品展への出品を認めないことがある。